

会計

IFRSのエンドースメント手続を再開

論点はIFRS第9号のヘッジ会計の見直し、その他はIFRSを受け入れへ

要約

- 企業会計基準委員会はIFRSのエンドースメント手続を再開。対象は2013年12月31日現在での公表分。
- 修正等するか否かの対象になる論点はIFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計。その他の会計基準等はIFRSを受け入れへ。

企業会計基準委員会（ASBJ）は10月27日、IFRS（国際会計基準）のエンドースメント手続を再開した。同委員会は6月30日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表しているが、初度エンドースメント手続終了後は、2013年12月31日現在でIASB（国際会計基準審議会）により公表されている会計基準等のエンドースメント手続に着手することとされていたものである。

エンドースメント手続とは、IASBにより公表された会計基準及び解釈指針について、日本で受け入れ可能か否かを判断した上で、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みのこと。修正国際基準では、のれんの会計処理及びその他の包括利益の会計処理の2つの会計基準についてIFRSの修正等を行っている。

今回のエンドースメント手続では、2013

年12月31日までに公表された①IFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計等）、②IFRIC第21号「賦課金」、③「非金融資産に係る回収可能価額の開示」（IAS第36号の修正）、④「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」（IAS第39号の修正）、⑤「確定給付制度：従業員拠出」（IAS第19号の修正）、⑥「IFRSの年次改善2010－2012年サイクル」、⑦「IFRSの年次改善2011－2013年サイクル」が検討の対象となる。

このうち、大きな論点になりそうなのが①のIFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計等）だ。今後、IFRSのエンドースメントに関する作業部会や金融商品専門委員会で削除又は修正するかどうか検討していくことになる。

そのほかの会計基準等については、特に大きな問題はないことからIFRSを削除又は修正することなく受け入れる方向だ。

例えば、②のIFRIC第21号「賦課金」については、賦課金に関する費用を認識する時期が変更されることが考えられ、その場合には純損益に影響を与えることとなるが、一般的には企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を損なうほどの重要性はないと想定されると判断。日本の会計基準に係る基本的な考え方と大きく相違することはないとしている。